

福岡県公報

平成十九年一月二十九日
第二千六百三十五号
増刊 ①

目次

規則(第四号・第五号)

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

(用地課)……………一

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)……………一

告示(第二百十八号―第二百二十四号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課)……………二

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準別表の一部改正

(環境保全課)……………二

○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する規制基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課)……………二

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課)……………三

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課)……………三

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課)……………三

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正

(環境保全課)……………三

訓令

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令(人事課)

……………三

教育委員会

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

規則

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課)……………四
(教育庁総務課)……………四

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則(平成六年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「嘉麻市」の下に「みやま市」を加え、「瀬高町、高田町」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の表福岡県大牟田県税事務所の中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県山門保健福祉環境事務所の中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改め、同条第二項の表福岡県山門保健所の項中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

第九十九条第一項の表福岡県大牟田児童相談所の項中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

第三百三十三條の表福岡県筑後労働福祉事務所の項中「朝倉市」を「朝倉市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

第三百三十八條の表福岡県久留米商工事務所の項中「朝倉市」を「朝倉市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

第三百六十二條の表福岡県筑後農林事務所の項中「大川市」を「大川市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

第三百七十七條第三項の表福岡県病害虫防除所筑後支所の項中「大川市」の下に「みやま市」を加え、「山門郡、三池郡」を削る。

第三百八十條の表福岡県南筑後地域農業改良普及センターの項中「山門郡瀬高町大字下庄」を「みやま市瀬高町下庄」に、「三潴郡 山門郡 三池郡」を「みやま市 三潴郡」に改める。

第三百九十二條の表福岡県筑後家畜保健衛生所の項中「大川市」の下に「みやま市」を加え、「山門郡、三池郡」を削る。

第二百六十五號口中「三池郡高田町」を「みやま市高田町」に改める。

第二百三十一條の表福岡県柳川土木事務所の項中「三潴郡 山門郡」を「みやま市 三潴郡」に改め、同表福岡県大牟田土木事務所の項中「三池郡」を削る。

附則に次の一項を加える。
3 第二百三十一條の表の規定は、平成十九年一月二十九日から同年三月三十一日まで

の間、同表管轄区域の欄中「みやま市」とあるのは「みやま市のうち旧山門郡（平成十九年一月二十八日における山門郡の区域をいう。）」と、「大牟田市」とあるのは「大牟田市及びみやま市のうち旧三池郡（平成十九年一月二十八日における三池郡の区域をいう。）」と読み替えて適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第二百十八号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、瀬高町、山川町及び高田町に係る部分を削り、みやま市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及びみやま市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百十九号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、瀬高町、山川町及び高田町に係る部分を削り、みやま市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及びみやま市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百二十号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、瀬高町、山川町及び高田町に係る部分を削り、みやま市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及びみやま市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百二十一号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、瀬高町、山川町及び瀬高町に係る部分を削り、みやま市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及びみやま市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百二十二号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、瀬高町、山川町及び高田町に係る部分を削り、みやま市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及びみやま市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百二十三号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、瀬高町、山川町及び高田町に係る部分を削り、みやま市に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及びみやま市役所に備えて縦覧に供する。）

福岡県告示第二百二十四号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中、「高田町」を削り、「旧上陽町（平成十八年九月三十日における八女郡上陽町の区域をいう。）」の下に「及び旧高田町（平成十九年一月二十八日における三池郡高田町の区域をいう。）」を加え、同ハ中「瀬高町、山川町」を削り、「旧八女市（平成十八年九月三十日における八女市の区域をいう。）」の下に「旧瀬高町（平成十九年一月二十八日における山門郡瀬高町の区域をいう。）」及び旧山川町（平成十九年一月二十八日における山門郡山川町の区域をいう。）」を加える。

訓令

福岡県訓令第一号

本 庁

出先機関

平成十九年一月二十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
第一条 福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

三潞郡大木町	三潞郡大木町
八女郡上陽町	三潞郡大木町
八女郡上陽町	八女郡上陽町

を

三潞郡大木町 三潞郡大木町 に改める。

第二条 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中

嘉麻市
嘉麻市

を

嘉麻市	嘉麻市
みやま市	みやま市

に、

八女郡広川町	八女郡広川町
山門郡瀬高町	山門郡瀬高町
三池郡高田町	三池郡高田町

を

八女郡広川町	八女郡広川町
--------	--------

に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月二十九日

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

福岡県教育委員会

第十一・ 十二学区	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡

を

第十一・ 十二学区	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中	久留米市のうち 三池郡、城島中
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡
	三池郡	大川市	柳川市	山門郡	大牟田市	三池郡

に

改める。

別表第二の注2中「三池郡」を「みやま市」に改め、「山門郡」を削る。

別表第四の注中「三池郡」を「みやま市」に改め、「山門郡」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年一月二十九日

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表南筑後教育事務所の項管轄区域の欄を次のように改める。

福岡県教育委員会

大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潴郡 八女郡

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)